

## 湖南省木質バイオマス再生可能エネルギー導入計画検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 木質バイオマス燃料の安定供給に向けた持続可能な森林の経営計画を立案するとともに、その供給先となる木質バイオマス設備の導入に向けた事業計画を策定することを目的に湖南省木質バイオマス再生可能エネルギー導入計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、木質バイオマスエネルギー導入計画策定事業の実施にあたり、自然共生を図るとともに低炭素地域づくりを促進し、地球環境の保全に資する観点から、木質バイオマス設備の導入に向けた事業計画を策定する。

## (組織)

第3条 委員会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員会に必要な応じてオブザーバーを置くことができる。

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合は補充できるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聞くことができる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域自然エネルギーの施策立案及び調整に関する事務を所管する課において処理する。

## (委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。